行政手続条例適用

不利益処分の処分基準

処	分 名	非常勤職員等に対する公務(通勤)災害の認定
		議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に関する条例(昭和42年規則第29号)第3条第2項
所 管	部 課 名	企画部 人事課
	関係法令等及 び条項	・議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に関する条例第3条第3項 ・議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に関する条例施行規則(昭和43年規則第5号)第4条
処		その災害が公務(通勤)により生じたものであるか否かを、 他の事例、判例等に照らし、判断する。
分		
	基準	
基	基	
準		
	設定年月日	平成13年9月3日 最終変更年月日
備	考	